諮問庁:総務大臣

諮問日:令和2年7月20日(令和2年(行個)諮問第114号)

答申日:令和3年1月13日(令和2年度(行個)答申第147号)

事件名:本人が行った苦情申立てに係る対応が分かる文書の不開示決定(不存

在)に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「開示請求人が総務省行政評価局行政相談課行政評価相談業務室に提出 した公正取引委員会による違法団体である特定法人に対する独占禁止法違 反優越的地位の濫用被疑事件不作為についての苦情申立てにかかる対応が 分かるすべての情報。(但し、開示請求人の提出した書面も含む。)」に 記録された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)につ き、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和2年4月13日付け総評行第40号により総務大臣(以下「総務大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った不開示決定(以下「原処分」という。)について、審査請求をする。

2 審査請求の理由(添付資料は省略する。)

(1) 内容

本件開示請求は,添付書面特定年月日A付けないし特定年月日D付け 苦情申立書記載の通り,特定市が100パーセント出資し旅客斡旋業を 営む違法団体である特定法人による独占禁止法被疑事件に対して何ら対 応をしようとしない不作為の状態にある公正取引委員会に対する件であ る。

上記事実を近畿管区行政評価局に苦情申立てを再三するも法(原文ママ)に規定する書面による回答が一切なく,近畿管区行政評価局においても不作為の状態となり,このことを本省総務省行政評価局行政相談課行政相談業務室に苦情申立てしたものが添付書面4通の苦情申立書である。

(2) 理由

今般不開示となった個人情報として添付書面4通の苦情申立書を本省 に提出しており、又苦情処理に伴う書面による回答等をしない苦情を本 省に対して電話にて再三しており、業務記録として残っているはずである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の経緯

令和2年3月4日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、下記2の保有個人情報について開示請求があった。これを受けて、処分庁は、令和2年4月13日付け総評行第40号により保有個人情報の開示をしない旨の決定(原処分)を行った。

本件審査請求は、原処分を不服として、令和2年4月19日付けで諮問 庁に対し行われたものである。

2 開示請求の概要

- (1)本件開示請求の内容は、本件対象保有個人情報について開示を求める ものである。
- (2) 処分庁は、開示請求書に開示請求の宛先が未記載であったこと及び処分庁において開示請求のあった保有個人情報を保有していなかったことから、令和2年3月16日付けで、宛先及び請求内容に係る補正書を審査請求人に発出した。
- (3) 処分庁は、令和2年3月23日に審査請求人から「総務大臣に対する 開示請求とした上で、請求を維持します。」との回答を受領したが、そ の中で審査請求人は、「総務省行政評価局行相談課行政評価相談業務室 に提出されたもので、無い訳がない。総務省行政評価局の構造がどのよ うになっているか全くわからず、当該総務省担当課の不作為行為に対し て、提出先の変更を求める補正ならわかるが、「不存在不開示」或いは 「取り下げ」を強要する対応は断固拒否し、同内容とする審査請求とな る。」と記載していた。
- (4) このため、処分庁は、令和2年3月25日付けで、改めて審査請求人に対し、「相談の記録は、相談の受付・処理を行った機関(総務省本省、管区行政評価局、行政評価事務所)ごとに、作成・保有しているため、該当する管区行政評価局、行政評価支局、行政評価事務所に対し、それぞれ請求していただく必要があります。」との説明を付した上で、処分庁への開示請求を維持するか、又は、本請求を取り下げ、審査請求人が相談を行った機関に対し開示請求を行うかについて確認するための教示書を発出した。
- (5) これに対し、処分庁は、令和2年3月30日に、審査請求人から「総 務大臣に対する開示請求を維持します。」との回答を受領した。

また、処分庁は、令和2年4月10日、審査請求人に対して電話をし、 総務省本省においては対象となる保有個人情報を保有しておらず、近畿 管区行政評価局において保有していることを説明するとともに、今のま ま処分庁に対する開示請求を維持した場合には、不開示決定となる旨を 教示した。しかし、審査請求人は、このまま開示請求を維持するとした。

- (6)以上の経緯を踏まえて、処分庁は、開示請求のあった保有個人情報については作成又は取得しておらず、保有していないことから、令和2年4月13日付けで原処分を行った。
- 3 審査請求の趣旨等

上記第2の2のとおり。

- 4 諮問庁の意見等
- (1)諮問庁の意見

処分庁は、提出された保有個人情報開示請求書において、開示請求の 宛先が記載されていないなど、形式上の不備を認めたため、審査請求人 に対して、法13条3項の規定に基づき、保有個人情報の特定に資する 情報の提供を行いつつ、相当の期間を定めて補正を求めた。

その結果、審査請求人は、処分庁に対し、上記開示請求の内容に係る 保有個人情報の開示を求めていることが確認できたため、処分庁におい て、本件開示請求に係る保有個人情報を探索したものの、その存在は確 認できなかったため、原処分を行ったものである。

本件審査請求を受けて、改めて処分庁において精査し、総務省行政評価局行政相談管理官室の執務室内、書棚、文書管理システム、行政相談の対応に係る記録及び共有ドライブを探索したが、本件請求に係る行政文書(電話記録を含む。)は確認できなかった。

なお,近畿管区行政評価局に確認したところ,審査請求人から4通の 苦情申立書をもって3回の行政相談が行われていることを確認した。

(2)結論

以上を踏まえれば、処分庁において、本件請求に係る保有個人情報の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められず、原処分を維持することが適当であると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 令和2年7月20日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年12月4日 審議

④ 令和3年1月8日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、これを作成又は取得しておらず、保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の開示を求めている ものと解されるところ、諮問庁は、原処分を維持することが適当であると していることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検 討する。

- 2 本件対象保有個人情報の保有の有無について
- (1)本件対象保有個人情報の保有の有無について、当審査会事務局職員を して更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり 補足して説明する。
 - ア 総務省の行政相談では、特段の必要性が認められない限り、相談を 受けた局所・センターがその相談を処理することを基本として対応し ている。

審査請求人は、総務省行政評価局行政相談課行政相談業務室に苦情申立てした旨主張するが、審査請求人が主張する各苦情申立書は、近畿管区行政評価局に送付されたものであり、また、苦情対象機関が特定管内に所在し、近畿管区行政評価局において対応及び相談者に対する回答が可能であったことから、近畿管区行政評価局において対応し、回答している。その際、当該苦情申立てについて、総務省本省に対して連絡及び意見照会は行われていない。

よって、総務省本省において、上記各苦情申立書に係る文書は作成 又は取得していない。

イ 審査請求人は、審査請求書において総務省本省に対して電話を再三 しており、業務記録として残っているはずである旨主張する。

通常,総務省では行政相談の電話があった場合は,行政相談対応記録を残しているが,上記第3の4(1)において説明したとおり,総務省本省における行政相談対応記録についても確認したところ,上記苦情申立てに係る審査請求人からの電話記録は確認できなかったため,総務省本省において,当該行政相談対応記録は作成又は取得していない。

(2)検討

- ア 上記(1)アの諮問庁の説明に関し、諮問庁から近畿管区行政評価局が保有する上記各苦情申立書に対する相談対応票(いずれも写し)の提示を受け、当審査会においてこれらを確認したところ、上記(1)アの諮問庁の説明には、特段不自然、不合理な点は認められず、他にこれを覆すに足りる事情も認められない。
- イ また、審査請求人は、上記第2の2(2)において、苦情処理に伴う書面による回答等をしない苦情を総務省本省に対して電話を再三しており、業務記録として残っているはずである旨主張するが、これを裏付ける具体的な根拠を示す主張もなく、上記(1)イの諮問庁の説

明を覆すに足りる事情は認められない。

- ウ 本件対象保有個人情報の探索の範囲等についても、上記第3の4 (1)のとおりであり、その探索の範囲等に、特段の問題があるもの とは認められない。
- エ したがって、総務省において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。
- 3 本件不開示決定の妥当性について 以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していない として不開示とした決定については、総務省において本件対象保有個人情

(第1部会)

委員 小泉博嗣,委員 池田陽子,委員 木村琢麿

報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。